

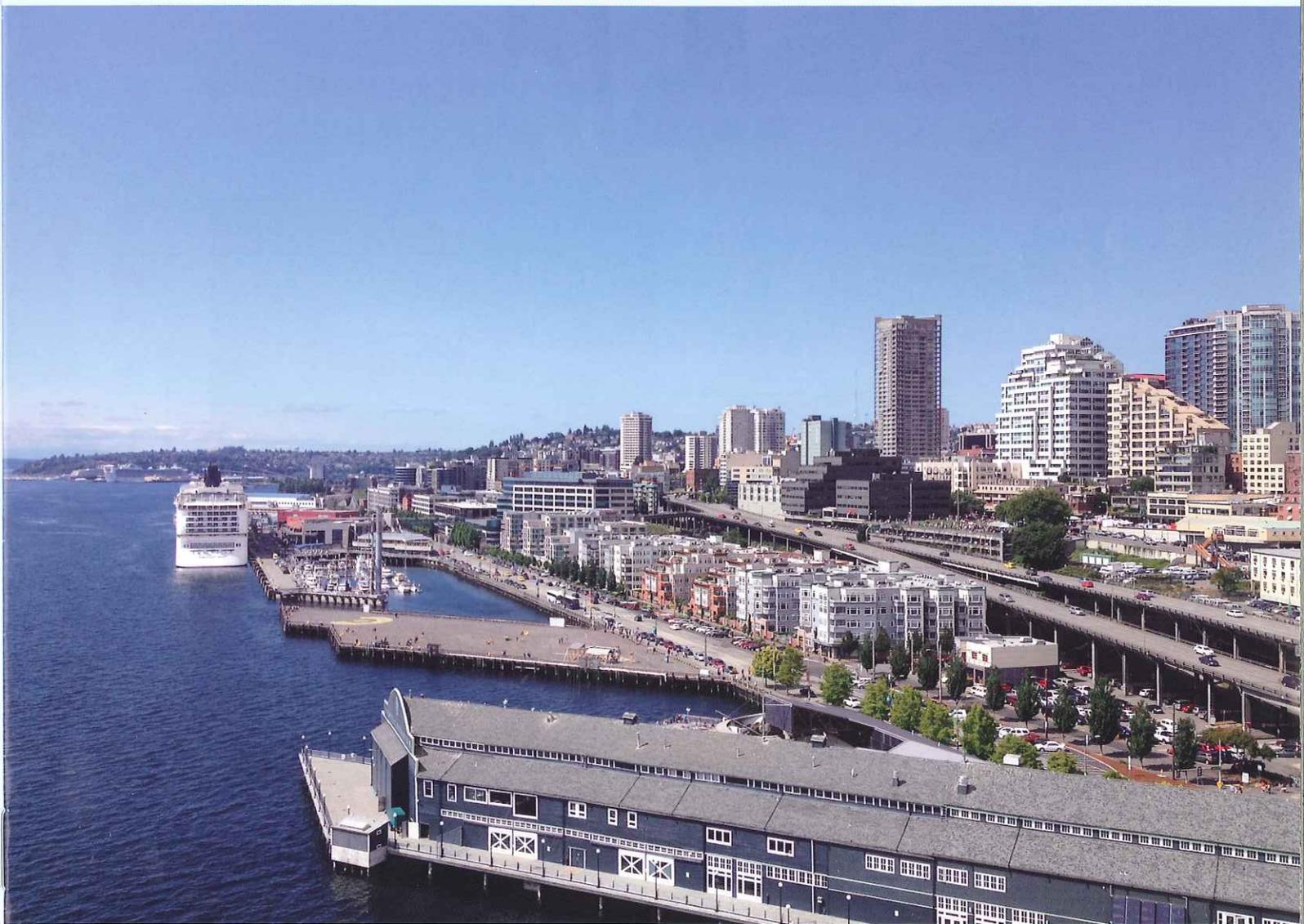
中之島シティ法律事務所 事務所報

NCLaw Letter

第 5 号

vol.5

September, 2013



巻頭言	2
弁護士 自己紹介／事務局紹介	3
続・上海留学	4
米国留学	6
出版案内	8

巻頭言

弁護士 三山峻司

皆様におかれては如何お過ごしでいらっしゃいますか。例年にない猛烈な暑さで文字通りの酷暑でした。本号のレターがお届けできる頃は、幾分涼しく過しやすい時季かと存じます。

さて、「千里眼みたいな芝居をするな」(17世中村勘三郎の戒め)という言葉があります。台本を読んで最後まで見通した演技は迫真の演技にならないということのようです。台本のない紛争も様々な得失を検討し背景を踏まえベストを尽くしても見込み通りに報われることばかりではありません。判決の結果が最初からわかっていたら苦勞しません。まして荒れる大海で日々の航路を見つける経営のかじ取りの厳しさは言うまでもありません。台本でストーリーが予め判かればこんなに楽なことはないでしょう。見通しやプランはその通りには運ばない。台本がないからこそ真剣に向き合う日々の努力が求められ、その真摯な態度にこそドラマが生まれるのでしょうか。ドラマになるかどうかは演劇人ならではの身でない私どもには関心はありません。しかし、日々の営みに倦むことなく精一杯トライしなければならないことだけは確かなようです。

芸術の秋に向かい勘三郎の言葉からとりとめなく思いをめぐらせたことを記させていただきます。

今後とも、何卒、よろしくお願い致します。



弁護士 自己紹介



弁護士
安田 幸司

私は、平成17年3月に慶應義塾大学総合政策学部を卒業し、平成20年3月に関西学院大学法科大学院を終了後、司法修習を経て、平成23年12月から弁護士として弊所にて執務しております。弊所では、顧問先の法律相談や訴訟などの企業法務、一般民事や刑事事件など幅広い分野の事件を担当させて頂いており、また、大阪弁護士会では国際委員会に所属しております。

私は海外旅行をするのが好きで、学生時代から時間を見つけては海外に行っております。昨年はアメリカ(ボストンとニューヨーク)、香港・マカオに行き、今年もアメリカ(ラスベガス)に行きました。昨年、今年と

2年連続でアメリカ旅行が続いていますが、アメリカにばかり旅行しているというわけではございません。

ラスベガスではシルクドソレイユの「O」と「Michael Jackson ONE」の2つのショーを鑑賞したのですが、いずれも素晴らしいショーでした。ラスベガスに行かれる機会がございましたら、シルクドソレイユのショー(個人的には「Michael Jackson ONE」)をご鑑賞されることをおすすめします。

海外に行くことが好きな私ですが、仕事面では、現在のところまだ渉外案件を扱う機会はありません。しかし、将来的には渉外案件も扱うことができるような弁護士になりたいと考えております。今後は、海外留学等も視野に入れつつ、自己研鑽に努めていきたいと考えております。

まだまだ未熟者では御座いますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

事務局紹介



中之島シティ法律事務所の事務局の紹介をさせていただきます。

各自の自己紹介の前に事務局の仕事を少しだけご紹介します。法律事務所は、弁護士の専門分野によって仕事の内容は様々です。弊所は弁護士10名、事務員6名で構成されていますので、担当の弁護士によって各事務員の仕事の内容は違います。全員に共通している仕事を少しだけ挙げますと、裁判所等へ提出する書類の作成・提出、記録の閲覧・謄写、様々な資料の調査や取り寄せなど様々です。難しいことはありませんが、覚えることは多いです。この後の自己紹介の中でもご覧ください。

毛利友子：平成9年12月に入所して以来、途中2度の出産によりお休みを頂きましたが、仕事と育児に奮闘中です。私の入所当時と現在とは弁護士の補助業務も様々な変化がありました。事務局も新しい知識を取り入れるべく日々邁進しております。

赤木弘美：平成11年に入所し、はや15年目になります。2児の母でもあります。残業が少なく、育児中の身にはとても働きやすい環境でお仕事をさせて頂いてい

ます。主に三山弁護士の仕事の補助をすることが多く、出張の際の新幹線のチケットの手配や経理処理、ホームページのトピックスの更新などを担当しています。明るく親切丁寧な対応を心掛けています。

石川可奈子：平成19年から働かせて頂いています。今年でもう7年目になると気づいてびっくりしています。とてもアットホームな事務所で、まわりの方々に助けて頂きながらなんとかやっています。淀屋橋駅から徒歩5分の場所で、大阪の中心部にある事務所なので毎日楽しくお仕事しています。

堀内寛子：平成19年に入所し、今年で7年目になります。一昨年出産し、お休みをいただいております。昨年4月に復帰してからは仕事と育児に奮闘する毎日です。当事務所には、小さなお子様連れでご相談に来られる方もいらっしゃいますので、そのような方にも安心して来ていただけるような雰囲気づくりに努めたいと思っています。

杉岡栄美：平成21年にとあるきっかけでこの事務所で働かせて頂くことになり5年目を迎えました。法律事務所働くのは初めてでしたので、入所当時は法律事務所の独特の雰囲気に少しびっくりしました。5年目を迎えても分からないことが多く、先生方や他の事務員の皆様に助けられながら仕事をしています。日々勉強の毎日だと感じています。

新城亜由美：昨年事務所で働かせて頂くことになり、今年で2年目に入りました。昨年ははじめて経験することばかりで戸惑うこともありましたが、先生方や事務局の先輩方に助けて頂き2年目を迎えることができました。まだまだ慣れないこともありますが、少しでもお役に立てるよう頑張りたいと思います。

上海留学

続



現在の研修先のエントランス

1 学生から研修生

前号でもご紹介させて頂きましたが、昨年9月から上海での留学生活を送っており、本稿においても留学生活のトピックスをいくつかご紹介させて頂きます。

まず、前号記載記事の執筆時点においては、基本的には、華東師範大学で語学学習をするという「学生」の身分であり、久しぶりの学生生活を楽しんでいたのですが、その後、本年1月から、中銀律師事務所上海分所（及び同所の弁護士が経営するコンサルティング会社）での研修を開始しました。その後、金杜律師事務所上海分所にて研修を行っています。

学生生活の間は、語学学習の面において、仕事（研修）として業務を開始すると目の前の業務対応に追われがちなところを、語学だけに集中して勉強することができ、一定の成果があったかと思えます。そのおかげで、何とかHSKという中国政府公認の語学能力検定試験の6級（最高難度！）に合格することができました。

2 中国法務

(1) 最初の研修先（中銀律師事務所）においては、私の研修を主に担当して下さった弁護士の方が、自らコンサルティング会社を経営していることもあり（日本ではほとんど聞いたことがありませんが、上海では、数人、このような方にお会いしました。）、中国に進出している日系の中小企業にまつわる問題を数多く経験することができました。案件としては、労働問題の割合が多く、全体の半数以上を占めていたように思います。労働関係の問題が増加していることの原因としては、ここ数年間の労働関係法制の整備により労働者の権利が手厚く保障されるようになったこと（実体法の具体例として、社会保険制度や各種手当の整備等が挙げられ、手続法の



弁護士
藤井 宣行

具体例としては労働仲裁の申立費用の実質無料化等が挙げられます。）、労働者の権利意識の高揚、スマートフォン等の活用による情報収集の容易化等が挙げられると思います。

労働問題の内訳としては、日本でもよく見られる問題（解雇の有効性、残業代支払義務の有無、各種手当の支払義務の有無等）や、中国特有といえる問題（親戚が会社に居座っている、商品売場で会社の商品ではなく従業員が持参した商品を販売している）など、多種多様なものがあります。

また、日本でも報道されることのあるストライキを直接経験しましたので、以下、私が経験したストライキについて簡単にご紹介させて頂きます。

ある日、事務所に出勤した直後、弁護士が外出の支度を始めたので、どこに行くのか聞いたところ、クライアントの工場でストライキが発生したので今から対応に向かうとのことでした。私としても興味がありましたので、同行したい旨を申し出たところ、日本人が同行すると危険があるかもしれないとのこと、いったんは断られました。しかし、私としては、書籍等ではなく現場を見てみたかった（また、ある程度の危険はコントロールできるだろうとも思っていました。）ため、黙っていれば日本人だと分からないのだから同行させてくれ、と頼んだところ、仕方なく、中には入ってはいけませんが、工場の外から見るだけなら構わないとのことでした。このようなやりとりを経て現場に着くと、工場の入り口に車や木板等でバリケードを設置し、数十人の従業員が集合していました。私は、「凄いですね。」等と話しながら、弁護士と一緒に工場内に入りました。

その後、地方政府の労働部門や警察の人員、経営側メンバーと対応会議を行ったのち、従業員との交渉が開始しましたが、まったく冷静な議論にならず、徒に時間



研修先のコンサルティング会社での送別会にて

が経過するのみでした。そうこうするうちに、諦めたのか、退勤の時間だからなのか、地方政府の労働部門や警察の人員が帰っていき、残された我々としては、交渉を続けるものの、埒が明かない状況となりました。状況にあまり変化が見られず、今日はいったん帰ろうということになりましたが、経営側メンバーと弁護士（私を含む）は、バリケードから出してもらおうことが出来ず、いわゆる監禁状態となりました。最初は、「ああ、これが報道で見た中国のストライキの監禁か」などと呑気に思っていたのですが、翌日の午前中に仕事の予定があった弁護士とともに、深夜にこっそり抜け出そうとしたところ、従業員達に見つかり、囲まれて詰め寄せられたときは、さすがに少しだけ恐怖を感じました（その際、弁護士事務所の女性秘書が、高さ3メートル程度の壁で有刺鉄線が設けられている箇所を乗り越えて「脱出」したのは驚きました。）。結局、その後も監禁状態が続き、最終的には、「防暴」（警察の機動隊に相当）が突入し、従業員側と経営側で簡単な覚書を締結してストライキが収束したのですが、解放されたときには工場に入ってから、食事もせず睡眠もせず約36時間が経過していました。

この経験を何人かの中国人弁護士に話すと、「自分も経験したことない」「日本人で現場に行った人は初めて聞いた」と言われますが、たしかに、参考になった点や反省点を踏まえ、現場ですべき対応や、ストライキを未然に防止するための日常の対応等を、現実に体感したことを踏まえて学ぶことができ、非常に良い経験になったと思います。

(2) 現在の研修先においては、労働問題も扱っていますが、業務内容としては、大企業等の投資案件を多数、扱っています。私が所属しているのは、現在の事務所の日本業務部ですので、日系企業による中国投資を主に扱っています（本稿執筆時点でも、日本企業による中国企業の買収に関するデュー・デリジェンスの真っ最中です。）。

一時期、中国からの撤退に関する報道等がされた時期がありましたが、実務では買収を含めた新規投資が数多くありますし、日本の新聞を見ても、中国投資に関

する記事をほぼ毎日といっていいほど目にします。政治的緊張により、撤退に関する検討はするものの、やはり巨大マーケットである中国からの撤退という決断は、企業にとって難しいのかなと感じています。実際に撤退案件もありますが、その実は、政治的問題からというよりも、中国での業績の悪化に伴う清算・倒産等を理由とするものが多いように感じます。

投資の方法については、会社の新規設立もありますし、内資企業や日系企業を買収して早期の収益確保を目指すスキームも増えているようです。買収の方法としては、持分（株式のようなもの）の買収、増資の引き受け、会社設立プラス資産譲渡、合併等、様々な方法がありますが、投資者や投資対象の経営状況、法規制等を多角的に検討して最善の方法を検討することが必要です。また、税率の低い香港に会社を設立した後、香港の会社から中国に投資するというスキームを選択するケースもあります。

投資や撤退に関しては、改めて、詳細にご紹介することができればと思います。

(3) 研修を開始してから、上海の中国人弁護士をはじめ、香港の弁護士、日本人弁護士、会計士、企業の方等、多くの方と交流できていることも貴重な経験となっています。業務を進める上で協力関係を構築する必要がある場合も多いですし、食事をしながら情報交換をすることで、有益な情報に接することも多く、業務の合間をぬって、今後も交流の場を広げられればと思っています。

3 感想及び今後の予定

今後の予定としては、11月末まで現在の事務所での研修を行い、その後、台湾の法律事務所で一週間程度の研修を行い（中国大陸と台湾、香港では法制度が全く異なります。）、年末には帰国する予定をしています。今後の研修内容についても、後日、ご報告できればと思います。



現在の研修先での昼食

米国留学



弁護士
木村 広行



1 留学のご報告

私は、米国における法体系及び法律実務、特に知的財産法を中心とした法分野を学ぶことを主たる目的として、本年7月から米国ワシントン州のシアトルに留学しております。

私は、2007年9月に弁護士登録をしてから、これまで弊所の三山弁護士の下で主に知財事件を取り扱い、また研究会等に参加するなどして研鑽に努めて参りました。私が特に注力している特許法の分野においては、純粋な法解釈に加え、発明の要旨認定、発明の技術的範囲の確定（クレームの解釈）、記載要件適合性の判断、新規性・進歩性の有無の判断など、特有の解釈あるいは評価を必要とする事項が多く存在します。これらの解釈や評価をするにあたっては、同種の問題点を含む審決例や裁判例を多く検討し、そこに示された特許庁ないし裁判所の判断（基準）を汲み取ることが肝要であろうと思ひ、これまでも多くの事例を検討するよう努めてきました。そういった経験をしていくなかで、同種の問題点についての海外における解釈や評価を学んだ上で、国際的調和の観点から日本における問題点について検討することが有意



義であろうと感じることが多くありました。実際、経済活動の国際化が進み、特許制度の国際的調和を求める要望の高まり、特許庁も特許制度調和を推進し、このような観点から制度設計が進められております。そのため、海外における特許法についての理解は、日本の特許制度理解の助けになるものと考えられます。

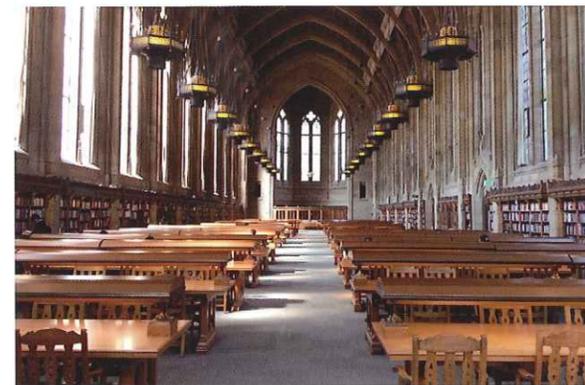
そこで、私は、一度米国における特許法をはじめとする知財法を体系的に学ぶ機会を持ちたいと考え、事務所の了解を得て、先日からシアトルに移動し、ワシントン大学（University of Washington）で米国知財法を学び始めております。予定としては、本年7月から8月にかけては、同大学で開催される夏季プログラムを履修し、9月からは同大学のロースクールで知的財産法修士課程（IP LL.M.）を履修することになっております。そして、先日、最初の夏季プログラムであるワシントン大学ロースクール先端知的財産研究センター（CASRIP）主催の「2013 Patent and Intellectual Property Law Summer Institute」を修了したところです。

2 「2013 Patent and Intellectual Property Law Summer Institute」について

「2013 Patent and Intellectual Property Law Summer Institute」では、米国知財法を学ぶ上での基礎知識の解説に始まり、米国知財法全般について講義を受けた上で、米国における（侵害）訴訟手続や出願手続や、米国の著名判決の意義、さらには、米国で感心が集まっている論点（特許性など）について学ぶことができました。講義は、知財法専門の大学教授や実務家らによ

るものであり、学問的側面と実務的側面からの解説を聴くことができ大変有意義な時間を過ごすことができました。特に、米国特許法は、2013年のAIA修正法の施行により、同年3月19日から、先発主義から先願主義へ移行することになり、米国においては特許制度が大きく変化しております。そのため、出願手続に関する講義では、改正前後における手続の異同も含めて解説がなされましたので、時期的にはいいタイミングで講義を受けることができたと感じております。

参加者は、アジアからの専門家がも多く、米国やヨーロッパからの参加者もいました。日本からは、知財高裁判事、特許庁審査官、弁護士、弁理士、企業知財部の方々が参加され、他国の特許庁審査官も来られており、中国からは最高人民法院の判事も多数参加されておりました。そして、講義の後では、知財法専門の部門を有する法律事務所が主催するレセプションが開催されることも多く、そこでは主催者である米国弁護士や、他の参加者との交流が図られました。私も、それらに参加し、日常では接する機会のない中国の最高人民法院の判事や、他国の特許庁審査官とも会話をする機会を持つことができ、貴重な時間を過ごすことができたと感じます。



3 「2013 High Technology Protection Summit」(ハイテクサミット)について

また、「2013 Patent and Intellectual Property Law Summer Institute」のプログラムの一環として、ハイテクサミットにも参加致しました。ハイテクサミットでは、CAFCのSharon Prost判事によるCAFCの近年の発展についての講演に始まり、各国の大学教授、裁判官、弁護士などにより、専門家の感心の高い特許権に関する問題点を題材に講演がなされました。例えば、複数人が関与する発明の実施が問題になった Akamai Technologies, Inc. vs. Limelight Networks, Inc.



事件を題材に、この論点についての各国の解釈や取り扱いについて、それぞれの国の専門家から解説や意見交換がなされました。この議論に関して、日本の元知財高裁判事から、HOYA事件（東京地判H19.12.14裁判所HP）や、電着画像事件（東京地判H13.9.20判時1764・112）についての講演もありましたので、比較法的な観点から1つの論点を考えることができ、個人的には非常に興味深く聞くことができました。また、日本の知財高裁所長飯村判事は、日本の差止請求権の行使制限などを題材に講演されていました。

ハイテクサミットはわずか2日間のうちに、特許法にまつわる世界的な関心事が、著名な専門家によって解説、議論される非常に貴重な機会でしたので、また機会があれば参加したいと思います。

4 今後の抱負

シアトルに来て既に1ヶ月を経過しようとしています。シアトルには、家族とともに参りましたので、最初は生活のセットアップをしつつ、講義に参加していました。そのため、当初は非常にタイトな日々となり、そのせいもあってか、渡米したのがまだつい先日のように感じます。シアトルは、夏場は快晴の日々が続き、日当たりのよい場所では暑く感じますが、日本と異なり湿気がなく、日陰に行くと涼しいと感じることもあります。また、高緯度に位置するため、夏には夜9時30分ころでも明るいほどに日が長いです。しかし、逆に冬は日が短く雨が続きそうです。今は徐々に生活も安定しつつありますが、まだまだ慣れないことも多く、それが新鮮でもあり、大変でもあります。またとない機会ですので、私にとっても、家族にとっても有意義な留学になるようにしたいと思います。帰国後に皆様のお役に立てるようさらなる研鑽に励みたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

出版案内

新・商標法概説 【第2版】

小野昌延
三山峻司 著



新・商標法概説【第2版】

(小野昌延・三山峻司著 青林書院 2013年3月発行)

実務家のための本格的概説書。

重要な判決例や図版類を数多く採り入れ商標法の実務を浮き彫りにした最新版。

「著作権法要説 [第2版] 一実務と理論」

(松村信夫・三山峻司著 世界思想社 2013年3月発行)

平成24年改正に対応。好評だった初版に最新判例を追加し、著作権法の理論と実務の基点を簡便に解説した法律書。立法趣旨や通説的見解の解説、裁判例分析を通して法理を平易に解明し、入門からビジネスまでカバーする。読みやすい二色刷。



所属弁護士

弁護士・弁理士 三山峻司
 弁護士 井上周一
 弁護士 藤井宣行
 弁護士 安田幸司

弁護士・公認不正検査士 阪口 誠
 弁護士 湯浅 靖
 弁護士 松下 聡
 弁護士 阪口 繁(相談役)

弁護士 木村広行
 弁護士 松田誠司

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
 TEL 06-6203-2355 FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp>

E-mail info@nclaw.jp

